

平田村告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

平田村長 澤村 和明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 名 称： 株式会社しんきん情報サービス
 - (2) 所在地： 東京都港区一丁目8番27号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
住宅使用料、簡易水道使用料、農業集落排水処理施設使用料
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※受託者が提携するコンビニエンスストア等

セブンーイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、
ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ヤマザキデイリーストアー、ミニストップ、セイコーマート、ハマナスクラブ
ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、
MMK設置店（順不同）

※受託者が提携するスマートフォン決済サービス

楽天ペイ（請求書払い）、PayPay（請求書払い）、auPay（請求書払い）、
ファミペイ（請求書払い）、PayB、楽天銀行アプリ